

牧之原市菊川市学校組合教育委員会 会議録

令和5年3月24日、牧之原市菊川市学校組合教育委員会が牧之原市役所相良庁舎会議室に招集された。

この委員会に付議するため、委員長の告示した議案は次のとおりである。

付議議案

- 報告第8号 牧之原市菊川市学校組合条例を関係市の条例に委任する条例の一部を改正する条例について
- 議案第5号 牧之原市菊川市学校組合条例を関係市の条例に委任する条例の一部を改正する条例について
- 議案第6号 令和5年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について
- 議案第7号 独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する規則の制定について

出席委員

1番	橋本 勝	事務局	教育文化部長	内山卓也
2番	近江賢市		学校教育課長	杉田雅良
3番	松浦啓二		社会教育課長	永野智芳
4番	山内麻千子		スポーツ推進課長	大石昌秀
5番	八木香代子		学校再編推進室長	水野敬子
			教育総務課長	佐々木悟
			教育総務課主幹	植田容子

開会時刻 午前9時30分 牧之原市役所相良庁舎会議室

教育長挨拶

今年は桜の開花が昨年より早いと聞いている。委員の皆様にはこの一年間、学校組合小中学校の教育の充実をはじめ、教育行政全般にわたり御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。令和5年からは、第3次牧之原市総合計画の取組が始まる。

また、現在策定中の牧之原市教育振興基本計画も併せて推進していくこととなる。

教育を取り巻く課題は山積している中、四月からは新体制で職員一丸となってそれらの解決に向けて取り組んでいく。教育委員それぞれのお立場から、引き続き教育委員会事務局への御支援・御指導をお願いしたい。

会議録署名人の決定（事務局より指名）

橋本教育長と山内委員を指名

教育長報告

令和5年2月16日から令和5年3月23日までの主な行事について報告があった。

報告第8号 牧之原市菊川市学校組合条例を関係市の条例に委任する条例の一部を改正する条例について

(教育総務課長より説明／教育文化部長補足説明)

質疑・意見なく承認された。

議案第5号 牧之原市菊川市学校組合条例を関係市の条例に委任する条例の一部を改正する条例について

(教育総務課長より説明／教育文化部長より補足説明)

質疑応答後、承認された。

近江委員 市議会の個人情報の保護に関する条例の主な内容はどのようなものになるのですか。

教育文化部長 例えば、議会が個人情報を収集する場合は、本人から収集しますとか、他に提供してはいけませんという原則や、市民の方が議会を持っている個人情報を見たいという場合は、開示請求の手続きのことなど基本的なことが書いてあります。

議案第6号 令和5年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

(事務局より説明)

17名から申請があり、準要保護15名、否認定2名について質疑応答後、承認された。

教育長 所得が上回り否認定となった方が2名いますが、このようなケースはあまりないですか。

事務局 家族構成が変わったり、働いていなかった方が働きだしたり、数件は否認定になる方がいます。

教育長 毎月申請が上がってくるため、増加傾向にあると感じています。

事務局 参考に、昨年同時期の継続申請者は、小学校5人、中学校4人となるため、増えていることとなります。

議案第7号 独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する規則の制定について

(学校教育課長より説明／教育文化部長より補足説明)

質疑応答後、承認された。

近江委員 各市町の教育委員会で制定していくのですか。

教育文化部長 市と学校組合と別々に作っています。全国でも作っているところと作っていないところとあって、統一見解として全国の自治体で作る

ようにと指示がありました。今までと変わりはないのですが、根拠規定を作るようにと指示があったので、今回、議案としてあげさせていただきます。第4条に掛金を徴収しない場合というものがあるが、年度途中で要保護になった場合は、一度もらった掛金を保護者に返さなければならないが、徴収した徴収しないの根拠がなかったため、規則により根拠を明確にすることといたしました。

近江委員

登下校も含まれますか。

学校教育課長
教育長

登下校も含まれます。

登下校は学校管理下なのかどうかということが問われることがあります。ただ、登下校中に起こった事故や怪我については、学校管理下として給付の対象となるということは確かです。

学校教育課長

部活動の地域移行となった時、スポーツ振興センターの対象となるかどうかなども、今後、きちんとしていかなければならないと思っています。

閉会（閉会時刻 午前11時20分）